

法人が農業に参入する場合の要件

- 農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様
- 農地の所有は、農地所有適格法人の要件を満たせば可能（農地所有適格法人は農地を借りることも可能）
- 貸借であれば、全国どこでも可能

基本的な要件 （個人と共通）

1. 農地のすべてを効率的に利用
機械や労働力等を適切に利用
するための営農計画を持っている
こと

2. 周辺の農地利用に支障がない
水利調整に参加しない、有機農
業の取組が行われている地域で
化学的に合成された肥料及び農
薬を使用するなどの行為をしない
こと

※ 個人の場合は、上記1・2に
加えて、必要な農作業に常時
従事することが必要

農地を
所有したい



農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
2. 事業内容 主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）
[売上高の過半]
3. 議決権 農業関係者が株主総会における総議決権の過半を占めること
（会社法第108条第1項第8号の種類株式を発行している場合は、当該株式
の種類株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めること）
4. 役員
 - ・ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること
 - ・ 役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること

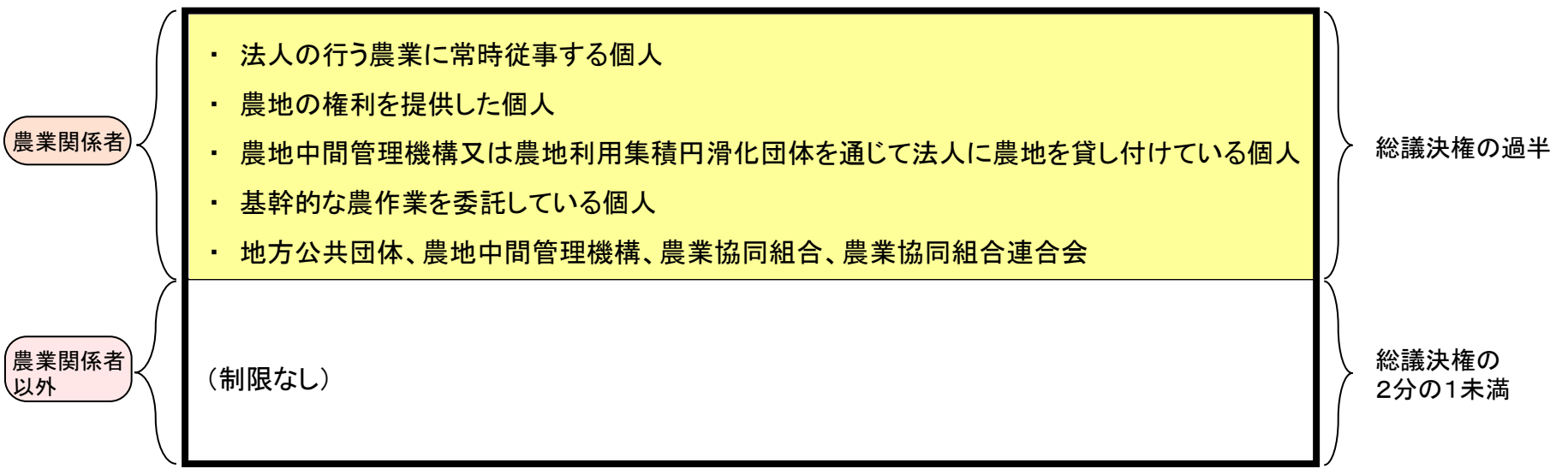
農地所有適格法人は農地を借りることも可能

一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

1. 貸借契約に**解除条件**が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
2. 地域における適切な**役割分担**のもとに農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
3. 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上**農業**に常時従事すること
農業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

農地所有適格法人の要件

1. 法人形態要件 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
2. 事業要件 主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業※を含む。）〔売上高が過半〕
 〔関連事業〕
 - ・ 農畜産物の製造・加工
 - ・ 農畜産物の貯蔵、運搬、販売
 - ・ 農業生産に必要な資材の製造
 - ・ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置・運営等（例えば、農家民宿）等
3. 議決権要件
 

The diagram for item 3 shows a large box divided into two horizontal sections. The top section is yellow and contains five bullet points. To its left, a bracket groups it under the label '農業関係者' (Agricultural related parties). To its right, a bracket groups it under the label '総議決権の過半' (Over half of total voting rights). The bottom section is white and contains the text '(制限なし)' (No restriction). To its left, a bracket groups it under the label '農業関係者以外' (Other than agricultural related parties). To its right, a bracket groups it under the label '総議決権の2分の1未満' (Less than half of total voting rights).

 - ・ 法人の行う農業に常時従事する個人
 - ・ 農地の権利を提供した個人
 - ・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人
 - ・ 基幹的な農作業を委託している個人
 - ・ 地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会

(制限なし)
4. 役員要件 ① 役員の過半が、法人の行う農業に常時従事する構成員（原則年間150日以上）であること
 ② 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事（原則年間60日以上）すること